# 治水事業をめぐる諸問題とこれからの治水の課題と展望

# 上野鉄男

# 要旨

1896年の河川法制定以後,20世紀の治水事業は多くの成果を上げつつも,連続堤防とダムなどによって洪水を河道内に閉じ込める治水方法を進めたため,20世紀後半にはさまざまな問題を惹き起してきた。これらの問題への反省が20世紀終盤から始まったが,河川の現場においては旧態依然の方法で治水事業が進められている。本研究は,上記の諸問題とそれらに関する背景や反省点を整理,総合して,現在の発展段階に相応しい治水方策の方向を提示しようとするものである。

キーワード:河川環境,治水計画,基本高水,超過洪水,総合治水

#### 1.概 説

1896年に河川法が制定されたが,それ以後西洋の新 しい技術を導入して治水事業が進められ,多くの成果 を上げてきた。明治以来の治水方針は,連続堤防を築 き,放水路や捷水路などを開削して,洪水を河道内に 閉じ込めて流下させるというものであった。

ところが,このような方法による治水事業は20世 紀後半にはさまざまな問題を惹き起してきた。それら の主なものとして,治水事業に伴う河川環境の悪化, ダム建設を組み込んだ治水計画への疑問,基本高水の 決定方法に関する疑問,超過洪水による危険性の増大 などが挙げられる。これらの問題が醸成された背景と しては,我が国の河川事業の歴史の中にその要因が見 出され,とりわけ20世紀の後半には河川流域の開発 をするにまかせて,その後追いの治水を行ってきたこ とが上記の問題を深刻なものとしており,日本経済の 高度成長との関わりがあると考えられる。

これらの問題への反省が20世紀終盤から始まった。 流域の開発に伴って頻発してきた都市水害に対して, 洪水への対応を流域全体で考え,総合的に取り組む総 合治水対策が1977年に,また超過洪水による危険性の 増大に対して,さし当り大都市域の大河川の超過洪水 対策を推進する方針が1987年に河川審議会によって 答申された。さらに,河川改修事業による河川環境の 悪化を反省して,自然の回復をめざす「多自然型川づ くり」が 1991 年から実施されるようになった。1997 年には河川法が改正され、河川法の目的として、治水、 利水に加えて、「河川環境の整備と保全」が明確に位置 づけられた。また、従来の工事実施基本計画を見直し て、河川整備基本方針と河川整備計画に区分し、後者 については住民の意見が反映されるようになった。2 0世紀末の2000年12月には河川審議会によって総合 治水対策を一般河川へ適用する提案がなされた。ここ では土地利用も考慮して河川の特性に応じた流域対策 を検討し、霞堤や遊水地による洪水の氾濫も考えると いうように、明治以来の治水方針の大きな転換が提起 された。

しかしながら,河川の現場においては旧態依然の方 法で治水事業が進められており,治水に関する科学技 術において,科学が政治,経済の影響を受けて混乱し ている状況が認められる。本研究は,上記の諸問題と それらに関する背景や反省点を整理,総合して,現在 の発展段階に相応しい治水方策の方向を提示しようと するものである。

# 2. 治水事業をめぐる諸問題

#### 2.1 河川環境の悪化

概説において述べたように、明治以来の治水方針は, 連続堤防を築き,放水路や捷水路などを開削して,洪 水を河道内に閉じ込めて流下させるというものであっ た。洪水を河道から溢れさせないということが治水の 原則であり,この方針で河川改修が営々と積み重ねら れてきた。それによって洪水流量が増大し,この流量 を処理するために,戦後ダムが治水対策に導入される ようになった。さらに,高度経済成長に伴う人口の都 市集中によって都市用水の需要が増大し,利水目的と 治水目的を併せた多目的ダムが建設されるようになっ た。河川改修によって河川の人工化が進んで河川環境 が悪化し,ダムによる環境破壊も進んだ。

とりわけ,都市河川においては流域の開発が盛んに なり,河道を拡幅するような河川改修ができないこと から,河道をコンクリートで固めて流下能力と強度的 な安全性を確保する工事が行われ,河川環境は最悪の ものとなった。その例が寝屋川の住道の河道に見られ る。そこでは,堤防は堤外側は鋼矢板,堤内側はコン クリートから成る,道路からの高さ4~5mの壁ででき ている。

ダムによる環境破壊に関しては,水質の悪化と河道 への影響が重要である。水質の悪化に関しては多くの ことが語られているので,ここでは河道への影響につ いて述べることにする。

ダムがない場合には,河道は浸食作用と堆積作用が 動的平衡状態を保って安定しているが,ダムができる と土砂をせき止めるので,ダムの上下流で流砂のバラ ンスが崩れる。ダム貯水池の上流端付近には土砂が堆 積し,河床が上昇して,さらにその上流側に土砂が堆 積するというように背砂が成長する。この背砂現象は ダム上流の河川環境を破壊するのみか,洪水位が高く なって水害が発生する場合もある。一方,ダム下流に おいては,土砂の供給が遮断されるため,河床が低下 し,海岸では干潟の後退や海岸浸食が発生する。また, 浸食が進む河道では,砂州などの河床形態が消滅して 河床は平坦化の方向へ向かう。すなわち,河川の生態 系にとって重要な要素である瀬と淵が破壊されること になる。

# 2.2 ダムに関する問題

ダムに関しては,上記のように環境に与える影響が 大きいことから,地域住民からその必要性に関する疑 問や他の治水対策で代替できないかという疑問が出さ れ,それは治水計画に対する疑問にまで波及した。ま た,ダムによる洪水調節に関しては,とりわけ超過洪 水時の問題として,ダム操作の誤りによる異常放流に よって下流の被害を増大させる問題や超過洪水時のた だし書き操作に基づく放流に関する問題がある。

ここでは、超過洪水時の放流に関する問題について、 川辺川ダム計画を例にとって述べることとする。全国 でダム問題が盛んに議論された1996年3月24日に開 かれた川辺川ダムに関する「審議委員会」に建設省九 州地方建設局が提出した資料「球磨川の治水計画・川 辺川ダム計画について」においては、「ダムの洪水調節 は、・・・・仮にダムが満水状態となり、洪水調節が行 えない場合においても、河川の状態はダムが無いと同 じ自然状態に戻るだけであり、より大きな洪水が来る わけではありません。」と説明されている。

上記の説明は「昭和53年4月28日建河開発第51号」 建設省河川局長通達「計画規模を超える洪水時におけ るただし書き操作の運用について」(その後「昭和59 年6月29日建河開発第62号」建設省河川局長通達とし て改定)に基づいていると考えられる。これによると, ただし書き操作開始水位を洪水調節の8割に相当する 貯水位とし,「ただし書き操作は,原則としてただし 書き操作開始水位から開始するものとし, サーチャー ジ水位で計画高水流量を,また,設計洪水位でダム洪 水流量を放流するものとする。」「貯水位がただし書 き操作開始水位に達し,今後さらにサーチャージ水位 を超えることが予測される場合は,ただし書き操作に 移行するものとする。」と規定されており、ただし書 き操作開始後は徐々にゲート開度を大きくしていくこ とになる。このような操作によると,一般には超過洪 水時には計画最大放流量よりもかなり大きい流量が放 流され,最悪の場合には流入量に等しい流量が放流さ れることになる。

上記の超過洪水時のただし書き操作に基づく放流の 問題を Fig.1 に示す球磨川の計画高水流量図 (川辺川 工事事務所,2001)を用いて説明すると,次のようで ある。川辺川工事事務所(2001)によると,川辺川ダ ムの洪水調節計画は,計画高水に対して流入量のピー ク付近でピーク流量 3,520 m³/sec のほぼ全量をカット し 放流量を 200 m³/sec に調節することになっている。 このような計画により既設の市房ダム (ダム地点の洪 水調節流量 650 m³/sec)と併せて,人吉において3,000 m<sup>3</sup>/sec,萩原において2,000 m<sup>3</sup>/secの洪水流量を調節 し,人吉および萩原の計画高水流量をそれぞれ 4,000 m<sup>3</sup>/sec および 7,000 m<sup>3</sup>/sec とすることになっている。 川辺川ダムの場合には,計画規模を超える洪水が発生 すると,計画最大放流量(200 m³/sec)よりもかなり 大きい流量(例えば,1,000~3,000 m<sup>3</sup>/sec)が放流さ れる可能性が大きく(最悪の場合には流入量に等しい) 流量が放流される),その場合には人吉のピ-ク流量は 4,000m<sup>3</sup>/secをはるかに超えることになる。ところが, 国土交通省の計画では川辺川ダムの建設を前提に河川 改修がなされることになるから,人吉の河道の流下能 力は4.000m<sup>3</sup>/sec しか保証されていない。このような 場合に非常に危険な状態が発生することは明らかであ る。これとは逆に,ダムによらない治水対策,例えば



Fig.1 Design flood discharge of the Kuma river

掘削などによる河道断面の拡大(人吉の河道の流下能 力を5,500m<sup>3</sup>/secにする)と遊水地(1,500m<sup>3</sup>/secの 洪水調節をする)の組み合わせによる場合には,遊水 地の洪水調節も期待でき,河道の流下能力も大きくな っているので,計画規模を超える洪水が発生する場合 にも洪水の危険性は小さなものに留まるであろう。す なわち,超過洪水に対してはダムによらない治水対策 が優れていることは明らかである。

また,実際の問題として,球磨川上流にある市房ダムにおいて過去に問題となるダム操作が行われたことが指摘(福岡,1996)されている。市房ダムの場合, 計画最大流入量を1,300m<sup>3</sup>/secとし,それが流入した ときに,その半分の650m<sup>3</sup>/secをカットして650m<sup>3</sup>/sec を放流することになっている。ところが,1971年8月 洪水では最大流入量1,174m<sup>3</sup>/secに対し,792m<sup>3</sup>/secが 放流され,1982年7月洪水では最大流入量1,019m<sup>3</sup>/sec に対し,770m<sup>3</sup>/secが放流された。これらの洪水時に, 人吉市街で大きな被害が発生した。

# 2.3 治水計画に関する問題

治水計画においては,次のような問題がある。

その一つは,基本高水の決定方法に関して客観性に 疑問があることである。それは,降雨から流量を計算 して決定する「建設省河川砂防技術基準(案)」(日本 河川協会,1976年)の方法そのものからくる問題であ り,全般的に過大な基本高水流量が採用されていると 言える。この問題については,次章において述べるこ ととする。

他の一つは,ダム建設を含んでいる治水計画におい て,治水対策の比較検討が行われる場合が多いが,治 水対策上「ダムによる洪水調節が優れている」という 結論が導かれる過程で十分に検討が尽くされたかどう か,という問題がある。

例えば,球磨川の場合について述べると,「球磨川水

系の治水について」(川辺川工事事務所,2001)におけ る球磨川の治水対策の議論では,4種類の治水対策案 (堤防嵩上げ 引堤 河床掘削などによる河道処理案, 遊水地案,放水路案,川辺川ダム案)を比較検討した 結果川辺川ダムによる洪水調節が優れているとした。 ここでは,4種類の治水対策案を別々に切り離して検 討し,その内の一つを選択するという方法が基本的に 採られていることが問題である。その河川に相応しい 治水対策を考えるためには、個々の治水対策案が環境 に与える影響なども考慮しながら,複数の対策を組み 合わせてそれらの良いところが活かせるような形で, 総合的に検討することが重要である。また, 球磨川の 治水計画においては過大な基本高水が設定されている という問題があり,基本高水が適切に決定されていた ら,複数の治水対策を組み合わせて柔軟な治水対策が 採用できることになる。

最後の一つは,治水計画の硬直化の問題であり,一 度決定した計画は長期間経過して状況が変わっても変 更しないという実態がある。球磨川の場合について述 べると,次のようである。

川辺川研究会の報告「球磨川の治水と川辺川ダム」 (上野,2001)によると,八代市市街部および人吉市 市街部を流れる球磨川の現況の河道流下能力が,建設 省によって昭和41年に策定された球磨川水系工事実 施基本計画における計画高水流量(八代萩原で 7,000m<sup>3</sup>/sec,人吉で4,000m<sup>3</sup>/sec)より大きいという ことが指摘されている。検討によると,八代市市街部 の萩原において昭和57年7月25日の洪水のピーク流 量は7,264 m<sup>3</sup>/sec と推定されているが,この時の水 位は計画高水位よりも1.12m低かったと述べられてい る。これを基にして,現況の河道流下能力が計画高水 位に対して約9,000 m<sup>3</sup>/sec であると推算されている。 この検討に基づくと,八代市市街部における治水対策 としては川辺川ダムが必要ではないことになる。同様 に,昭和57年7月25日の洪水のピーク流量と水位の 実績から,人吉市市街部の現況の河道流下能力は計画 高水位に対して約4,500m<sup>3</sup>/sec,堤防高で6,200m<sup>3</sup> /secになるという結果が得られている。これらの検討 結果に基づくと,萩原および人吉の計画高水流量の変 更が当然必要であり,そうすると川辺川ダムに替る治 水対策を考える場合に幅広い柔軟な方法が採用できる ことになる。国土交通省は,このような問題を考慮せ ず昭和40年代に策定した計画において用いた計画高 水流量を変更することなしに川辺川ダムの代替案を検 討している(川辺川工事事務所,2001)。これは球磨川 の治水計画に川辺川ダム計画が組み込まれており,計 画高水流量の変更が川辺川ダム計画の存廃に大きな影 響を与えるからであると考えられる。

# 2.4 超過洪水による危険性の増大

1896年に河川法が制定され、それ以後西洋の新しい 技術を導入して治水事業が進められてきた。明治以来 の治水方針は,連続堤防を築き,放水路や捷水路など を開削して,洪水を河道内に閉じ込めて流下させると いうものであったため,治水事業が進展するにつれて 河道内の洪水流量がどんどん増大することになった。 このため,各河川において計画高水流量あるいは基本 高水流量が何回も改定されてきた。さらに,戦後は河 川流域の開発が盛んになり、洪水流量の増大に輪をか けることになった。このような各河川における洪水流 量の増大に伴って 高い堤防が築かれるようになった。 一方,治水事業の進展に伴って氾濫原に多くの住宅が 建てられ、市街化されて人口が集中することになった。 このような状況は計画規模を超える洪水が押し寄せて 堤防が決壊する場合の危険性が増大することを意味し ている。現状では,この問題に対する有効な対策はで きていないと言える。

#### 3. 基本高水の決定方法に関する問題

### 3.1 吉野川の基本高水の決定方法とその問題

基本高水の決定方法に関する問題を議論するに先立 って,ここではまずその実例を吉野川の場合について 述べることとする。「第十堰改築事業に関する技術報告 書 治水編(建設省四国地方建設局,1995)によると, 吉野川の基本高水の決定方法は概略次のようである。

吉野川水系における計画規模を1/150と設定した。 計画降雨量については、大正2年から昭和51年までの 64年間の実績降雨量を確率評価して定めた。ここで、 計画降雨の継続時間を2日とし、基準地点岩津上流域 の計画降雨量は2日雨量で440mmとなった。計画降雨 については、上記の降雨量、降雨の地域分布および時 間分布の3要素を考慮することとし,降雨の地域分布 および時間分布については,主要な洪水の実績降雨パ ターンを,それぞれの降雨量が計画降雨量に等しくな るように引き伸ばして設定した。具体的にいうと,過 去の洪水の中から基準地点岩津上流の流域平均雨量の 計画降雨量への引き伸ばし率が2.0以下の10洪水が計 画対象洪水の降雨パターンとされた。これらの10洪水 の計画対象降雨をもとに,貯留関数法による洪水流出 モデルを用いてハイドログラフを求めた。このように して求めた10洪水の計画対象降雨に対するハイドロ グラフの中から,基準地点岩津における計算ピーク流 量が最大となる昭和49年9月の降雨パターンに対する ハイドログラフを吉野川の基本高水とした。この場合 の基本高水のピーク流量は24,000m<sup>3</sup>/secとなった。

ここで、「計画降雨」の3要素の一つである「計画降 雨量」に関しては確率論が適用されているが、最終の 段階で理論的な根拠なく基本高水が決定されており、 計算ピーク流量が最大となる昭和49年9月の降雨パタ ーンに対するハイドログラフを採用したことは、基本 高水を過大に設定したことになる。というのは、理論 的に考えると、10洪水の計画対象降雨に対するハイド ログラフの中から計算ピーク流量が平均の値となる降 雨パターンに対するハイドログラフが計画規模 1/150 の洪水になるからである。後述するように、このよう な問題は全国の諸河川において同様に起こっている。

#### 3.2 基本高水の決定方法の変遷

ここでは,基本高水の決定方法の変遷について述べ るが,基本高水の決定方法は「建設省河川砂防技術基 準」(日本河川協会,1958)および「建設省河川砂防技 術基準(案)」(日本河川協会,1976)において示され ている。

基本高水の決定方法は,概略的には「建設省河川砂 防技術基準」の策定および改定を契機にして変わって きたと言える。すなわち,概略的には「建設省河川砂 防技術基準」(日本河川協会,1958)が策定される1958 年以前は既往最大洪水を基にして基本高水が決定され, それ以後それが「建設省河川砂防技術基準(案)」(日 本河川協会,1976)として改定される1976年までの間 はピーク流量の年超過確率,そして,1976年以後は降 雨量の年超過確率に基づく計画降雨(実際には1976 年以前にもこの方法が採用されていた)を基準にして 基本高水が決定されてきたと言える。

それでは,なぜ1976年以後計画降雨を基準にするようになったのか。「建設省河川砂防技術基準(案)」においては,

「基本高水を設定する方法としては種々の手法がある が、一般には計画降雨を定め、これにより求めること

# を標準とする。」

と述べられており、その理由に関しては、

「洪水防御計画において,河道による洪水の流下のみ を考慮すればよい場合には洪水のピーク流量のみを対 象として計画を策定すれば十分であるが,近年多くの 例を見るようにダム等による洪水調節が採用される場 合には,洪水のハイドログラフを設定する必要があ る。」

「基本高水は,そのハイドログラフで代表される規模 の洪水の起こり易さ,つまり生起確率によって評価さ れ,それがこの洪水防御計画の目標としている安全の 度合,なわち治水安全度を表すこととなる。

しかし,洪水のハイドログラフそれ自体は,その生 起確率の計算等の対象としては必ずしも便利ではなく, そのピーク流量又は総ボリュームに着目して統計解析 するには,多くの場合計算が複雑になったり又は資料 不足のため十分な精度が得られないなどの難点がある。

したがって,その取り扱いが簡単であって一般の 人々にとって理解し易いことから,その洪水の生因と なる降雨に着目して,所定の治水安全度に対応する超 過確率を持つ計画降雨を定め,この計画降雨から一定 の手法でハイドログラフを設定する方法を標準とした ものであるが,これ以外でよりその河川に適合した方 法を採用することは無論差し支えない。」 と説明されている。

# 3.3 基本高水の決定方法の概要

「建設省河川砂防技術基準(案)」(日本河川協会, 1976)において示されている基本高水の決定方法の概要(以下の「」内は上記の文献からの引用)は次の ようである。

計画の規模の決定

計画降雨量の決定

計画降雨の時間分布及び地域分布の決定

「計画降雨の降雨量が与えられた場合には,残りの 2個の要素,すなわち,その時間分布及び地域分布を 定めて,計画降雨を作成しなければならない。

この場合の考え方としては大別して次の二つの方法 がある。

-つは,これら3個の要素,すなわち,降雨量,時 間分布及び地域分布相互間の統計的若しくは気象学的 な関係を明らかにして,降雨量が与えられた場合の時 間分布及び地域分布をその関係に基づいて定める方法 である。

他の一つの方法は,降雨量を定めた後,過去に生起 した幾つかの降雨パターンをそのまま伸縮して時間分 布と地域分布を作成し,それらがこれら要素間の統計 的な関係からみて特に生起し難いものであると判定さ れない限り採用するという方法である。

通常後者を用いるほうが単純でわかりやすいので, ここではこれを用いることとしたが,・・・・。選定す べき降雨の数はデータの存在期間の長短に応じて変化 するが,通常10降雨以上とし,その引き延ばし率は2 倍程度に止めることが望ましい。」

基本高水の決定

「基本高水は,(上記の方法によって定められた)計 画降雨について,適当な洪水流出モデルを用いて洪水 のハイドログラフを求め,これを基に既往洪水,計画 対象施設の性質等を総合的に考慮して決定する。」

「計画降雨が既に定められているので,適当な洪水 流出モデルを用いて洪水のハイドログラフを計算する ことは容易であるが,どのハイドログラフを基に基本 高水を決めるかについては慎重な検討が必要である。

・・・・(基本高水の決定の)過程は次のようにな る。・・・・

- 1. ハイドログラフをピーク流量の大きさの順に 並べる。
- 2. このハイドログラフ群の中から既往の主要洪水 を中心に降雨の地域分布を考慮して1個または 数個のハイドログラフを計画として採用す る。・・・・
- 3. これら諸検討の結果を総合的に考慮して基本高 水を決定する。この場合ピーク流量が 1. のハ イドログラフ群のそれをどの程度充足するかを 検討する必要がある。この充足度を一般にカバー 率と言う。このカバー率は,ほぼ同一の条件の河 川においては全国的にバランスがとれているこ とが望ましい。

上述の方法によればこのカバー率は 50%以上と なるが,1級水系の主要区間を対象とする計画に おいては,この値が 60~80%程度となった例が多 い。

このほか,基本高水決定方法としては,降雨の 地域分布及び時間分布を多くの資料から確率評価 する等により計画の規模をピーク流量において定 める方法等がある。」

# 3.4 基本高水の決定方法の問題

(1) 基本高水の決定方法の客観性について

わが国の河川においては,多くの場合に上述のカバ ー率を用いる方法で基本高水が決定されているようで ある。この方法によると,既往の主要な洪水の実績降 雨パターンから得られる計画対象洪水の内,どのハイ ドログラフを基に基本高水を決めるかが問題となる。 ここでは,「カバー率」という考えを導入することによ り,「カバー率 50%以上」の計画対象洪水の中から,諸 検討の結果を総合的に考慮して基本高水を決定することになっている。しかし,実際には個々の河川の特性に応じてなされるべき総合的な考慮の跡は認められず, 客観的な根拠なしに基本高水が決定されている。 (2)「カバー率50%以上」の意味について

先に、概略的には 1976 年以前は洪水のピーク流量の 年超過確率に基づいて基本高水を決定(以後の記述を 簡単にするため,Aの方法と称する)しており,その 場合には、「洪水のハイドログラフそれ自体は,その生 起確率の計算等の対象としては必ずしも便利ではなく, そのピーク流量又は総ボリュームに着目して統計解析 するには、多くの場合計算が複雑になったり又は資料 不足のため十分な精度が得られないなどの難点があ る」ことについて触れた。この方法において、「生起確 率の計算等における不便」、「計算の複雑さ」、「資料不 足」などの問題を解決することにより、十分な精度で 基本高水が決定されるようになる場合に、この方法に よって求められる結果と、降雨量の年超過確率に基づ く計画降雨を基準にして得られる結果とがどのような 関係にあるかを考察することとする。

先述のように,後者の方法においては「計画降雨の 時間分布及び地域分布の決定」に際して二つの考え方 があることが示されている。一つは,上述のカバー率 を用いる方法(Bの方法と称する)であり,他の一つ は現状においては用いられていない方法,すなわち,

「降雨量,時間分布及び地域分布相互間の統計的若し くは気象学的な関係を明らかにして,降雨量が与えら れた場合の時間分布及び地域分布をその関係に基づい て定める方法」(Cの方法と称する)である。

B の方法においては,すでに所定の降雨量の年超過 確率が設定されているので,その計算結果を用いて得 られる計画対象高水のピーク流量の内「カバー率 50%」 に相当する計画対象高水のピーク流量が,A の方法に おける所定の年超過確率に対するピーク流量に理論上 は一致すると考えられる。さらには,C の方法が確立 される場合には,その方法によって得られる結果もま た,Bの方法による「カバー率 50%」に相当する計画対 象高水のピーク流量と理論上は一致するであろう。

したがって、「カバー率 50%以上」というのは、「年 超過確率」という安全性を規定する概念で求められた 結果に、さらに客観的な意味を持たない安全率を付加 することを意味している。

(3) 基本高水の決定方法の問題点

このような問題が生じる背景には,次のような事情 があると推察される。

先述のように、概略 1976 年を境に洪水のピーク流量 の年超過確率に基づいて基本高水を決定する方法から, 降雨量の年超過確率に基づく計画降雨を基準にして基 本高水を決定する方法への変更が行われたが,その際 には、本来は上記のCの方法を追求するべきであった。 ところが,実際には,降雨量の地域分布および時間分 布に関して統計的に取り扱えるだけの十分な雨量デー タが得られておらず,また,気象学的な関係を明らか にするだけの十分な研究も進んでいないため,便宜的 にカバー率を用いる方法を採用することになったもの と思われる。

上述のように,現状において広く用いられているカ バー率を用いる方法は,過渡的な段階の便宜的な方法 であり,多くの問題を含んでいると言える。そのため, この方法によって理論上得られる結果に,さらに客観 的な意味を持たない安全率を付加することになるので ある。この場合の安全率は,Bの方法の理論の不完全 さとその適用上の問題に対して考慮されたものと考え られる。このような結果を引き起こす原因は,計画降 雨の時間分布と地域分布の採用の仕方の問題に帰着す る。

以上から,降雨量の年超過確率に基づく計画降雨を 基準にして基本高水を決定する方法は将来的には有望 な方法ではあるが,現状では未完成であり,それを補 足するための便宜的な取り扱いによって基本高水が決 定されており,この便宜的な手法による場合には基本 高水を客観的に決定することができない,と結論づけ られる。

このことに関連して,「建設省河川砂防技術基準 (案)」において冒頭の「改定経緯」に関する記述の中で,

「4.今回の改定作業の過程における主要な検討事項 を列挙すれば次のとおりである。

(6)計画編の洪水防御計画の基本では,洪水防御計画 を定める種々の標準手法のうちから,計画降雨により 基本高水を定める手法を採りあげて基準化したが,こ の手法のみを基準とすべき理由はないとの強い意見が あった。」

と,述べられていることが注目される。

#### 3.5 諸河川の基本高水の実態

. . . .

吉野川のカバー率と 10 洪水の計画対象降雨に対す るハイドログラフのピーク流量との関係をFig.2 に示 す。この場合,カバー率が 50%の値(17,037m<sup>3</sup>/s)が 計画規模に対する基本高水流量の理論的な値と考えて もよい。ところが,実際に採用された吉野川の基本高 水流量は,10 個の降雨パターンの内最大の基本高水流 量を与える降雨パターンに対する流量(24,000 m<sup>3</sup>/s) であった。この場合のカバー率は 92.9%である。図に おいては,カバー率と基本高水流量との関係はそこに



Fig.2 Relationship between cover rate and the calculated peak discharge

描かれている直線によって近似できることがわかる。 この関係を用いて,上記の「建設省河川砂防技術基準 (案)」で例が多いとされている60~80%程度の平均の 70%のカバー率に対する流量を求めると,それは 20,162 m<sup>3</sup>/sec となり,実際に採用された吉野川の基 本高水流量 24,000 m<sup>3</sup>/sec との差は,3,838 m<sup>3</sup>/sec にもなる。技術基準に基づいて基本高水流量として 20,162 m<sup>3</sup>/sec を採用すると,流量に関する問題とし ては第十堰の改築は必要がないことになる。

同様にして,ダム計画の問題で注目されている諸河 川の基本高水流量に関する実態を示すと Table 1のよ うになる。表に示した諸河川において,九頭竜川と安 威川を除く河川では約10個の降雨パターンの内最大 の基本高水流量を与える降雨パターンに対するハイド ログラフが基本高水として採用されている。九頭竜川 の場合は第3番目の流量を与える降雨パターンが採用 され,安威川の場合は第1番目よりも大きい流量を与 える人工降雨に対するハイドログラフが採用されてい る。ここで,A/Bは実際の基本高水流量とカバー率50% の流量との比を, A/C は実際の基本高水流量とカバー 率 70%の流量との比を計算したものである。前者の平 均は約1.5,後者の平均は1.2以上になっている。こ のように,諸河川の基本高水流量は理論的に考えられ る流量よりも約 50%大きく,技術基準に基づく流量よ りも約 20%以上大きくなっており,かなり過大な値が 採用されていることが指摘される。

「建設省河川砂防技術基準(案)」において,なぜ計 画規模に対する理論的な基本高水流量であるカバー率 50%の値を採用せずに,「60~80%程度となった例が多 い」としているのかという理由は、現状では降雨パタ ーンに関するデータが十分に得られていないため、現 状においてカバー率 50%の値を採用すると、計画規模 に対応する真の流量よりも小さい流量になる可能性が あるので危険であるからである。この危険を避けるた めに、「建設省河川砂防技術基準(案)」においては「60 ~80%程度となった例が多い」としているのである。し かし、他方ではカバー率 50%の値を採用しても真の計 画規模の流量よりも大きい流量になる可能性もあるの である。このような場合に、「60~80%程度」の値を採 用すると、かなり無駄な工事をすることになる。さら に上述のように、これよりも 20%以上も大きい基本高 水流量を採用することは、膨大な無駄をすることにつ ながるということに注意する必要がある。

# 4.問題が醸成された背景

#### 4.1 我が国の河川事業の変遷

我が国の河川事業の歴史の中に先述の諸問題を惹き 起こした要因が見出される。

わが国で大規模な河川事業が行われたのは戦国時代 以後である。武田信玄や加藤清正などの大名が農業生 産を高めるために積極的に治水事業に乗り出した。武 田信玄の信玄堤(霞堤)や加藤清正のたんたん落し(越 流堤)は有名であり,それらは霞堤や越流堤の周辺に 遊水地を配置して洪水をうまく氾濫させ,被害を最小 限に食い止めようとする治水方法であった。

江戸時代には,伊奈忠治や伊沢為永などの専門的な 技術者が現れ,優れた河川事業を行った。伊奈氏は三

	Peak discharge of		Discharge of	Discharge of		
River	design flood A	Cover rate	cover rate 50% B	cover rate 70% C	A/B	A/C
	(m <sup>3</sup> /sec)	(%)	(m <sup>3</sup> /sec)	(m <sup>3</sup> /sec)		
R. Yoshino	24,000	92.9	17,037	20,162	1.409	1.190
R. Kinokawa	16,000	90.0	11,113	13,336	1.440	1.200
R. Kuzuryuu	12,500	79.6	9,726	11,767	1.285	1.062
R. Nakagawa	11,200	94.0	7,379	9,088	1.518	1.232
R. Mukogawa	4,800	93.5	2,915	3,661	1.647	1.311
R. Karasu	2,790	92.9	1,894	2,274	1.473	1.227
R. Aigawa	1,750		1,120	1,382	1.563	1.266
R. Asakawa	450	92.9	321	370	1.402	1.216
R. Togawa	280	95.5	166	207	1.687	1.353
Average					1.491	1.229

Table 1 Peak discharge of design flood and cover rate

代にわたって荒川(1621年)や利根川(1629年)の付 替を行い,関東平野の農業開発と舟運の整備をした。 伊沢為永は伊奈氏が進めた事業を引き継いだ。この時 代の治水工法の特徴は乗り越し堤(越流堤)を用いて 洪水を遊水地へ氾濫させるものであった。

明治には、デレーケが明治6年から36年まで滞在し、 西洋技術に基礎を置きながらも、日本の河川をよく研 究し、個々の河川の特性を重視して治山治水事業を進 めようとした。一方、西欧留学から帰国した治水技術 者の多くは、西欧の新しい技術を導入して多くの成果 を上げたが、他方では過去の日本において培われてき た治水方式を軽視した。明治以後、治水方針は、連続 堤防を築き、放水路や捷水路を開削して、洪水を河道 から溢れさせずに流下させるという方向へと変更され た。

寺田寅彦は,明治以後の日本の近代化に関して随筆「日本人の自然観」(寺田,1961)において,次のような指摘(要約)をしている。

「わが国の自然は豊かで変化に富んでいる。しかし, その一方で厳しい面があり,地震や火山による災害, 台風や梅雨の集中豪雨による水害があとを絶たない。 日本人は恵まれた自然を有効に利用するとともに,厳 しい自然に対してはその厳しさをよく認識してうまく 対応してきた。ところが,明治以後においては,ヨー ロッパの科学を輸入して日本の近代化が計られた際に, それまでに養われてきた日本人の自然認識とそれに対 する適応方法はすっかり置き去りにされてしまった。 ヨーロッパにおいては,台風も地震も知らない国が多 く,ヨーロッパ人は自然を恐れることなしに自然を克 服しようとして科学を発達させた。また,ヨーロッパ の自然条件の単純さは自然に対する認識を普遍化する 上で好都合であったと考えられる。自然条件の全く異 なるヨーロッパの進んだ科学が輸入されて以後は,わ が国でそれ以前に蓄積されてきた自然認識とそれへの 対応,それはそれぞれの土地に刻まれた科学と言い得 るものであるが,それが軽視され,科学技術の世界か ら遠ざけられていった。」

寺田による上記の指摘は,科学技術一般について述 べたものであるが,河川に関わる問題にぴたりと当て はまることが注目される。

戦後,大水害が続いたが,原因は戦争による国土の 荒廃にもあるが,連続堤防を築いて洪水を河道内に閉 じ込める明治以来採用されてきた治水方式により流量 を増加させたためであると考えられる。これは,明治 以来の治水方式の破綻とも言えるが,治水方針につい て反省せずに,洪水調節を主目的にする多目的ダムの 建設によってこれに対処しようとしてきた。戦後の治 水事業においては,ダム建設や河川改修における施工 技術が発展し,治水施設中心の治水方法に偏った事業 が進められた。それとは裏腹に,過去の日本において 培われてきた治水方式が軽視されてきた。各河川の現 場では河川の実態から離れた事業が進められている場 合が多く,現在の河川工学においては治水思想と河川 そのものに関する科学が欠如していると言える。

このような方法による治水事業が,河川環境の悪化 や洪水流量の増大を招き,超過洪水による危険性を大 きくしたと言える。

4.2 流域の開発を規制しない後追いの治水

戦後の我が国の経済の発展はめざましく,それと並 行して河川流域の開発も急激に進んだ。

1955 年から「高度経済成長」政策が始まり、「所得 倍増計画」が出され、その後驚異的な経済の発展が続 いてきた。GDP の変化を 1965 年を 1.0 として 5 年ごと に1995年まで並べると、1.0、2.2、4.6、7.3、9.6、 12.9、14.3となる。1973年の秋には石油ショックによって「高度経済成長」政策が破綻し、1990年代に入る とパプル経済が崩壊して GDP の伸び率が小さくなるが、 全体として経済は急激な拡大を続けてきたと言える。 このような経済の発展に伴って河川流域の開発も急激 に進んだが、河川行政としては何ら有効な規制を行わ ず、河川流域の開発をするにまかせて、その後追いの 治水を行ってきた。そのため河川環境の悪化や洪水流 量の増大を招き、とりわけ都市河川に矛盾が集中する ことになった。1970年代には都市河川の水害が頻発す るようになり、裁判まで行われるようになった。この ような状況は、治水を基本に据えた都市計画、地域開 発が必要であることを示している。

#### 4.3 日本経済との関わり

先に,戦後の治水事業においては,ダム建設や河川 改修における施工技術が発展し,治水施設中心の治水 方法に偏った事業が進められ,他方で過去の日本にお いて培われてきた治水方式が軽視されてきたという指 摘をしたが,著者はこのような情況を生み出した背景 には経済的な事情があると考える。

1955 年から 1995 年までの我が国の経済の発展の概略については先に述べたが,この中で公共事業の役割 は非常に重要である。さらに,公共事業の中でも治水 事業の占める割合はかなり大きい。1980 年から 1995 年までの公共事業関係費に占める治水事業のシェアに ついて見てみると,(1980 年,13.56%),(1985 年, 13.57%),(1990 年,14.02%),(1995 年,13.44%) となっており,これは道路整備(1980 年から 1995 年 までの公共事業関係費の中のシェアは 28.20~ 30.07%)に次いで第二位を占めている。

先述のように,我が国の経済発展は1955年の「高度 経済成長」政策から始まったが,経済発展の基礎とし ての産業基盤を整備強化するために,公共事業を重点 的に進める政策が採られた。これを実行するために, 1950年制定の「国土総合開発法」に基づいて,1962 年に「全国総合開発計画」が策定された。その後,1969 年に「新全国総合開発計画」,1977年に「第三次全国 総合開発計画」,1987年に「第四次全国総合開発計画」, 1998年に「全国総合開発計画 21世紀の国土のグ ランドデザイン 地域の自立の促進と美しい国土の 創造」が策定された。この間に「日本列島改造論(1972 年)も加わり,公共事業はいっそう増幅され,常に拡 大され続けてきた。

日本経済の成長の過程を辿ると,1960年代の「高度 経済成長」は産業の設備投資が作り出した経済成長で あった。ところが,1973年の秋には石油ショックによ って「高度経済成長」政策が破綻して,1974年には一時的にマイナス成長にまで経済が落ち込んだ。これを 契機に設備投資が後退し,これに代わって輸出と公共 事業が日本経済を牽引するようになった。1980年代は 輸出に大きく依存した経済構造となるが,このため貿 易摩擦が深刻になった。80年代後半からは景気が回復 し,再び設備投資が急増することになる。この期に投 機によるバブル経済が形成された。1990年代には,バ ブル経済が崩壊し,設備投資も減少し,輸出も振わな くなった。こうして,この不況期を回避して次の好景 気が来るまで凌ぐ役割が公共事業に与えられることに なった。

このように,公共事業は不況期においては経済の救 世主としての役割を与えられ,ごく最近の動向を除外 すると,好況,不況を問わず,公共事業は常に拡大さ れ続けてきたと言える。

最近の公共事業をめぐってはもう一つ重要なことが ある。上述の貿易摩擦の問題とも関わって,1989年の 日米構造協議において日本は内需拡大を公約し,それ に基づいて10年間で430兆円の公共投資を行う「公共 投資基本計画」を策定した。さらに1994年には,クリ ントン大統領の要求を受け入れて,その額は630兆円 に修正された。1990年代に入ってこの公約を実行する ため,財政が危機的な状態にあるにもかかわらず,莫 大な公共事業が実施され続けてきた。

このような背景のもとで,公共事業関係費の 13~ 14%を占める治水事業が行われており,このような情況においては,治水施設中心の治水方法に偏った事業 が進められるのは必然のように思われる。

#### 5.20世紀の治水事業に対する反省

以上において,治水事業をめぐる諸問題とそれらが 惹き起された背景について述べたが,これらの問題へ の反省が20世紀終盤から始まった。ここでは,この ような反省に基づく新しい取り組みについて述べるこ ととする。

#### 5.1 都市河川に対する総合治水対策

1955年から「高度経済成長」政策が始まり,その後 驚異的な経済の発展が続いてきた。このような経済の 発展に伴って河川流域の開発も急激に進んだが,1970 年代には都市河川の水害が頻発するようになり,裁判 まで行われるようになった。

このような情況のもとで,1977年には河川審議会が, 開発に伴って頻発する都市水害に対して,河川改修工 事にのみ依存するのではなく,洪水への対応を流域全 体で考え,流域貯留や水害に安全な土地利用方式の設 定,洪水および土石流に対する危険区域の公表,被害 者救済制度の確立などを織り込んで総合的に取り組む ことにより,水害による被害を最小限にとどめるべき であるとする答申を出した。ここでは,「関係住民の理 解と協力が得られるよう極力努力すること。」と述べら れているが,流域住民の協力なしには総合治水対策を 成功させることができないからである。

この答申に基づいて,特定の都市河川を対象として 総合治水対策が実施されてきたが,このような方針は 都市河川に限られているとはいえ,画期的であるとい える。高橋(1990)は,「総合的治水は原理的にはどの 河川流域にも当てはめるべきものであろうが,差し当 り急を要し,その効果を発揮しやすい都市河川にまず 適用されたと考えられる。」と述べているが,総合治水 対策を一般河川へ適用する提案は,後述するように 2000年12月になる。

#### 5.2 超過洪水対策

連続堤防方式によって洪水を閉じ込める治水方法が 採られた結果,洪水流量が増大し,治水事業の進展と は裏腹に,超過洪水による危険性が大きくなった。こ れに対する対策が重視されるようになり,1987年に河 川審議会によって,さし当り東京,大阪,名古屋など の大都市域の大河川の超過洪水対策を推進することが 答申された。主な内容は次のようである。

高規格堤防(スーパー堤防)を強力に推進すること とし,親水空間,防災空間等の機能をあわせて総合 的な効果を発現させる。

水防災特定地域の設定を行い,住宅の新築,かさ上 げ等に配慮,助成等の施策の検討を進める。

閉鎖型氾濫地域における土地利用および建築方式の 設定,氾濫流の制御および警戒避難体制の強化につ いて調査,研究し,その実施を極力推進する。

超過洪水対策および関連する情報の周知徹底に努め る。

しかし,これまでの治水方法の延長線上で対応する だけでは目的を達成することが難しい面もあり,個々 の河川の現場では有効な超過洪水対策はできていない。

#### 5.3 「多自然型川づくり」

河川改修事業による河川の人工化に伴って河川環境 が悪化したことを反省して,自然の回復をめざす川づ くりが行われるようになった。その象徴的な施策が 1991 年頃から始められた「多自然型川づくり」である。

「多自然型川づくり」は当初はパイロット事業とし て進められ、全国の多くの河川で実施された。中尾 (1995)によると、1993年までの3年間に実施総数は 延3,200箇所に近いと報告されている。「野鳥の人工営 巣を配置した生物環境型川づくり」や「ホタルの生息 に配慮した多自然型川づくり」、「魚ののぼりやすい川 づくり」などをテーマにして実施されたり、災害復旧 が「多自然型川づくり」によって行われたりした。「多 自然型川づくり」の実施に伴って伝統的な河川工法も 見直されるようになった。これと関連して、1990年度 からは「河川水辺の国勢調査」も実施されてきた。

また、「多自然型川づくりシンポジウム」や「自然型 河川工法研究討論会」,建設省が主催する「全国多自然 型川づくり担当者会議」なども開催され,雑誌「河川」 を中心に「多自然型川づくり」に関する多くの論文や 報告が掲載された。玉井(1996)は「多自然型川づく り」に関する技術基準を取りまとめる際に必要となる 基本的な考え方を提示することを目的として, 哲学的 考察から,川づくりは「持続可能な開発」を内容とす る「潜在自然型川づくり」とするべきであると提案し た。論文において、「河道に展開しているのは,洪水に 規定されたダイナミックに変化している生態系であ る。」「洪水の作用により,所期のものが出来上がる機 構をよく究明し,それを活用することが賢明な設計で ある。」「生物の多様性を学び,理解するためには,河 川技術者は生態学の基本的概念を学ぶ必要がある。」と いう指摘が注目される。河川の生態学に関しては,最 近水野ら(1993)の「河川の生態学」および水野(1995) の「魚にやさしい川のかたち」などの著書が出されて いる。

1997年には河川法が改正されて「河川環境の整備と 保全」が盛り込まれることになったが,1997年度を初 年度とする「第9次治水事業五カ年計画」においては, 「これまでパイロット事業として進めている多自然型 川づくりを,すべての河川を対象とした取り組みに転 換し,自然を生かした川を目指す。」として「多自然型 川づくり」が普遍的なものとされた。

#### 5.4 河川法の改正

1997年に河川法が改正された。これは,1996年6月に答申された河川審議会答申「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本方向について」および同年12月の河川審議会の提言「社会経済の変化を踏まえた今後の河川制度のあり方について」に基づいて行われた。河川法の改正の主要な内容のうち治水に関するものを挙げると,次のようである。

河川法の目的として,治水,利水に加えて,「河川環 境の整備と保全」を明確に位置づけた。

従来の工事実施基本計画を見直して,河川整備の基本となるべき方針に関する事項(河川整備基本方針)と,具体的な河川整備に関する事項(河川整備計画)に区分し,後者については地方公共団体の長,

関係住民の意見を反映する手続きを導入した。

河川堤防沿いの河畔林には治水上の効果があり,ダ ム湖周辺の河畔林には治水,利水上の効果があるこ とから,河川管理施設として樹林帯を整備または保 全できるようにした。

上記の内容は,河川環境問題の解決においても,河 川事業に関係住民の意見を反映する上からも重要な改 正であると言える。また,河川堤防沿いの河畔林の保 全は,総合的な治水対策を進める上で重要である。

#### 5.5 流域治水

20世紀の最後の月,2000年12月に河川審議会答 申「流域での対応を含む効果的な治水のあり方」が出 された。この答申においては,

「これまでも,河川改修とあわせて流域対策を進める 観点から,開発の進行の著しい流域を対象として,総 合治水対策が進められてきたが,開発の進行が必ずし も著しくない地域で,地形や土地利用の現状等から河 川改修のみでは不十分な事例が多くあるので,これら の点について見直すことに加え,新たに発生している 課題にも対応していくことが必要となっている。この ため,河川の状況や流域の特性に配慮し,土地利用と の関係について検討をさらに深め,今後全ての河川で 流域対策を検討することを基本として洪水対策を進め ることが求められている。」

と述べられており,これまで特定の都市河川を対象と して実施されてきた総合治水対策を全ての河川で検討 する提案がなされた。また,「河川の状況や流域の特性 に配慮し,土地利用との関係について検討をさらに深 め」と述べられていることが注目される。

答申においては,河川流域を「雨水の流出域」「洪水 の氾濫域」「都市水害の防御域」の三地域に区分して, それぞれの区域ごとに課題を明確にした上で,それぞ れに対する治水対策を提言している。これらの中で, とりわけ「洪水の氾濫域での対策」が注目される。こ こでは,「拡散型氾濫域での対策」として,

「拡散型氾濫域では、氾濫の被害が広範囲に及ぶため、 根幹的な生活基盤や生産基盤を守るための連続堤方式 等の河川整備を行うことが基本である。」

としながらも , 続けて

「しかし, 霞堤や二線堤等についても, 治水上の効果 を適切に評価し, 積極的に活用すべきである。」

と述べており,これまでの総合治水対策では触れられ ていなかった霞堤や二線堤等による洪水の氾濫も考え るというように,明治以来の治水方針の大きな転換が 提起されている。また,「極めて大きな実績洪水が発生 した河川での対策」として,

「実績洪水に対して人命や建築物への被害を最小化す

るため,土地利用方策を組み合わせた対策が必要である。」

と述べられていることが注目される。

6.これからの治水に関する課題と展望

#### 6.1 治水に関する問題解決の観点

ここまで,治水事業をめぐる諸問題,問題が醸成さ れた背景および20世紀の治水事業に対する反省につ いて述べたが「あなたと同じことは多くの人が考えて いるよ」,あるいは「あなたより多くのことを知ってい るよ」という人がいる。それでは,「問題が解決された か」,あるいは「問題が解決されようとしているか」と 考えるとき,必ずしもそのような方向は見えてこない。 これは現在の科学が細分化されすぎていることにも原 因があるようである。21世紀の治水に関する課題と 展望を議論する際には,哲学的な考察が必要である。 多くを知っていることではなく,問題に内在する矛盾 を明確にして,根本的な問題解決の方向を示すことが 重要であると考える。

治水事業をめぐる問題とその背景,20世紀の治水 事業に対する反省などを整理した結果に基づいて,治 水に関する問題を解決するための観点を示すと,次の ようである。

(1)治水における主要な矛盾

問題を解決する上で最も重要なことは,治水におけ る主要な矛盾を明らかにすることである。著者は,「連 続堤防を築いて洪水を氾濫させない治水を進めてきた こと」と「超過洪水時の危険性が増大したこと」との 間には,今日の治水における主要な矛盾が存在すると 考える。

(2)総合治水対策と超過洪水対策の相互関連

上記の治水における主要な矛盾を解決する方向は, 20世紀の治水事業に対する反省から出てきた総合治 水対策と超過洪水対策の中に見出される。これは,明 治時代以前の治水方式に起源をもつものである。

(3) 基本高水の決定方法の問題をどうするか

基本高水の決定方法に問題があり,決定された諸河 川の基本高水が絶対的なものでなく,一般に過大な基 本高水が採用されていることは多くの識者が認めるよ うになった。この問題を解決できないのは我が国の経 済情勢と関連しており,問題解決の鍵は明治時代以来 の治水方式の転換にある。

(4)治水におけるダムの位置づけ

治水において,超過洪水対策の推進と「河川環境の 整備と保全」との関連では,ダムは矛盾する存在であ る。治水におけるダムの役割をどのように位置づける かは,問題を解決する上で避けて通ることのできない

#### 課題である。

(5)「多自然型川づくり」は自然を回復させるか

河川の自然を真に回復させるという意味では「多自 然型川づくり」には疑問がある。河川改修は最小限に とどめるべきである。そのような治水工法を編み出さ なければならない。

(6)治水の歴史をどう見るか

治水事業はその時代の社会条件の制約を受けながら 発展してきた。治水事業と我が国の経済は相互に作用 を及ぼし合いながら発展し、20世紀の治水事業は経 済発展に寄与してきた。しかし、その積み重ねが、今 日の治水における矛盾を生み出し大きくした。現在で は経済発展が治水事業の矛盾をいっそう大きくしてい る。現在の社会条件に相応しい治水方式に転換する必 要がある。

上記の内容について,以下において議論を進めるこ ととする。

6.2 連続堤防方式と超過洪水時の危険性の増大

1896年の河川法の制定以来,連続堤防を築き,洪水 を河道内に閉じ込めて流下させるという治水方式を採 用したため,治水事業が進展すればするほど洪水流量 が増大した。さらに,戦後は流域の開発による洪水流 量の増大も加わって,高い堤防が築かれるようになっ た。一方,治水事業の進展に伴って氾濫原に多くの住 宅が建てられ,市街化されて人口が集中することにな った。このことは超過洪水時に堤防が決壊する場合の 水害の危険性が増大することを意味している。すなわ ち,治水事業を進めれば進めるほど水害の危険性が増 大するのである。これが,治水における主要な矛盾で あると考える。

このような矛盾に関して,高橋(1971),木村(1977) および宇民(1977)は早くからそれを指摘している。 その解決策に関して,高橋は

「治水事業の価値は,未曾有といわれる大出水時にいかに流域住民の生命財産を保護したか否かによって判定される。」「流域内のある部分は氾濫を絶対に許さない治水方針をとるとともに,流域内に,人工の貯水池よりはむしろ,自然条件の中で浸水や貯水を許容する部分を考慮することこそ,治水計画者の重要な狙いでなくてはなるまい。」、「氾濫を考慮に入れるならば,氾濫の際に,被害が最小になるような方策,特に死傷者をできるだけ少なくする手段を講じることこそ,治水の戦略では最も重要なことである。」

と述べている。木村は,

「現代の水政計画は利水,治水,自然環境保全の順位 で行なわれているが,これを逆転することが長期的広 域的にはより治水,利水に有利なのである。」,「(防災 計画に関して)計画の範囲を拡げその内容を総合化, ソフト化することが現代の防災に課せられた問題であ ろう。そしてこのような柔軟な対策を効果的に実施す るためには,長年そこに住んでいる住民の経験と知恵 が必要である。」,「元来,住民本位の開発計画にあって は,開発と防災は対立関係にあるべきものではなく, 防災計画は開発計画と不可分一体のものと考えなけれ ばならない。そのためには災害のおこりやすい場所, 災害に弱い場所をよくしらべ,土地利用計画もこのよ うなべースにのせてつくるべきである。」「現在考えら れる最良の防災的国土計画は,沖積地を農地に返し水 害常習地に多目的遊水地や水防林を附設,住居・工場 は丘陵へ立地することである。」

と述べている。宇民は水害対策の今後の方向として, 以下の三つの課題について,総合的な検討を深める必 要があると指摘して議論を展開している。

「第一の課題は,当面緊急の対策で,災害時における 避難・救援に関するものである。

第二の課題は、それぞれの河川の特性を明らかにし、 それに対応した治水の方法をあみ出すことである。

第三の課題は,流域の土地利用計画の一環として河 川計画が配置されるような技術と行政の機構を作り上 げることである。」

その後,河川審議会によって,1977年に「都市河川 に対する総合治水対策」が,1987年に「超過洪水対策」 が,2000年に「総合治水対策」を一般の河川に適用す ることが答申された。大きく見ると,上記のような考 えが生かされる方向へと変りつつあると言える。

# 6.3 総合治水対策と超過洪水対策の相互関連

上述の高橋らの指摘にもあるように,上記の治水に おける主要な矛盾を解決するためには,河川を高い連 続堤防で締め切ってしまわずに,氾濫を許容する総合 治水対策を実施し,超過洪水に対しても被害が最小に なるようにすることである。これは,超過洪水対策と 総合治水対策とを結合して,氾濫を許容しつつも総合 的な安全性を追求する方法によって,実現されると考 えられる。

このような総合的な治水対策の具体化に当っては, 次のことが重要である。

河川にはそれぞれに特有の個性があることを考慮し て,その河川にあった治水対策を考えることが重要 である。

その際に,過去の洪水時の流況や水害の実態を重視 することが肝要である。

適切な基本高水を設定し,計画を超える洪水が発生 しても被害が分散して特定の地域に水害が集中し ないような対策を採るによって総合的な安全性を 追求することが重要である。

総合治水対策の基本に,土地利用計画を適正に組み 込むことが不可欠である。

総合治水対策は流域の自然環境および社会環境を重 視し,それらを保全する治水方法でもある。このよう な意味において,総合治水は21世紀の治水の要であ ると言える。

ただし,河川審議会によって答申された,現状の「総 合治水対策」や「超過洪水対策」が十分なものである というわけではない。その趣旨を生かしつつ,これら の内容を改善しながら,総合的な治水対策を進めてい く必要がある。

まず,河川審議会によって2000年に答申された「総 合治水対策」について述べると、「雨水の流出域での対 策」は不十分であると言える。ここでは,調整池によ る対策が重視されているが,調整池による対策には限 界がある。確かに,流域の比較的小さい都市河川の場 合には,雨水の流出域(山地あるいは丘陵地が対応す ると考えられる) での開発に対して調整池の設置が有 効である。ところが,一般の河川においては,雨水の 流出域は山地の奥深いところまで広がっており,これ に対して開発される場所は洪水の氾濫域や都市水害の 防御域に近い場合が多いといえる。このような場合に は,調整池は洪水のピーク流量を減少させるが,そこ からの流出を長時間継続させることになり,上流域で 形成された洪水ピークの流下時に,調整池からの流出 による寄与が,調整池がない場合よりも大きくなる。 このために,調整池がある場合に,調整池がない場合 よりも洪水のピーク流量が大きくなる。開発しても、 調整池を造りさえすればよいという考え方には問題が あると言える。したがって,雨水の流出域での対策と しては,流出域における開発を可能な限り規制するこ とが最も重要であり,開発する場合には開発地におい て雨水の浸透を促進するような処置がなされるべきで あると考えられる。さらに,水源涵養林などによる治 山についての方策も検討する必要がある。

超過洪水対策に関して述べると,超過洪水対策は総 合治水対策と結合する場合に有効な対策となると考え られるが,ごく最近まで一般の河川においては総合治 水対策を実施する方針は出されていなかった。したが って,このような段階で出されたスーパー堤防による 対策は治水における矛盾の解決にほとんど役立たない のではないかと考える。今求められているのは,氾濫 を許容する総合治水対策によって洪水流量そのものを 減少させることであり,流量が減少すると必要な堤防 の強化も比較的容易になり,破堤する場合でも被害が 小さくなるので,スーパー堤防を必要としなくなるの ではないかと考えられる。超過洪水対策と総合治水対 策とを結合する場合の有効な超過洪水対策を具体的に 検討することが重要である。これに関しては,現在, 1998年8月に発生した余笹川の超過洪水による災害の 実態を調査,検討し,典型的な水理現象を見つけ出し て,実験的に検討する研究を進めようとしている。

#### 6.4 基本高水の決定方法の問題をどうするか

基本高水の決定方法に問題があり,決定された諸河 川の基本高水が絶対的なものでなく,一般に過大な基 本高水が採用されていることは多くの識者が認めるよ うになった。この問題は,明治時代以来,連続堤防を 築き,洪水を河道内に閉じ込めて流下させるという治 水方式を採用したことと関連している。というのは, 洪水を河道内に閉じ込めて河道から氾濫させてはなら ない治水方式の場合には,超過洪水が発生して破堤し たときの被害が膨大なものとなるから,基本高水を可 能な限り大きく設定して,安全な治水計画にしておこ うという意識が強く働くことになるからである。十分 な超過洪水対策が確立されていない時点では,これは 当然のことであると考える。しかし,超過洪水に対し て被害が最小になるような方策が実施できるようにな ると,基本高水を必要以上に大きく設定することは, 無駄な治水事業を実施することにつながるので,逆に 問題になってくるのである。したがって,前節におい て述べたような治水方式の転換と基本高水の適正化の 課題を相互に関連させて総合的に解決していく必要が ある。

1997年に河川法が改正されて,従来の工事実施基本 計画を見直して,それを河川整備基本方針と河川整備 計画に区分することになって以後,個々の河川では変 化が見られる。最近,改正された河川法に基づいて河 川整備計画を策定する動きがでてきた。これは,過大 な基本高水流量を設定してそれに応じた治水事業を実 現することが困難な河川で進められているようである。 この場合には,基本高水流量は変更せずに,実現可能 な整備計画目標流量を設定し,それに基づいて当面(20 ~30年ほど)の治水事業を進めようとしている。

「水源開発問題全国連絡会」の調査によると,整備 計画目標流量を設定した河川は,留萌川(基本高水流 量 1,300 m<sup>3</sup>/sec,整備計画目標流量 1,050 m<sup>3</sup>/sec), 多摩川(以下同様に 8,700 m<sup>3</sup>/sec, 4,500 m<sup>3</sup>/sec),大 野川(11,000 m<sup>3</sup>/sec,9,500 m<sup>3</sup>/sec),豊川(7,100 m<sup>3</sup>/sec, 4,650 m<sup>3</sup>/sec),由良川(6,500 m<sup>3</sup>/sec,3,700 m<sup>3</sup>/sec) である。これらのうち,多摩川と由良川は整備計画目 標流量が基本高水流量よりも大幅に小さくなっている ことが注目される。

一方,球磨川のように昭和41年に設定した,過大と

思われる基本高水を守って,ダム(川辺川ダム)を建 設しようとしている河川もある。このような動きは我 が国の経済情勢と関連しているものと考えられ,21 世紀の治水を展望するためには,矛盾を深めつつある 我が国の経済情勢から離れて,治水を考究する必要が ある。

#### 6.5 治水におけるダムの位置づけ

2.1 節において述べたように,ダムは水質の悪化を 招き,河道や海岸にまで大きな影響を及ぼす。また, 貯水池周辺の動物や植物もさまざまな影響を受ける。 他方で,改正された河川法には,河川法の目的として 「河川環境の整備と保全」が盛り込まれ,それと前後 して 1991 年からパイロット事業として進められてき た「多自然型川づくり」を,「すべての河川を対象とし た取り組みに転換し,自然を生かした川を目指す。」と して,河川環境を重視する治水事業が進められている。 大規模な環境破壊をもたらすダムと河川環境を重視す る方針との間には決定的な矛盾が存在すると言える。

超過洪水時にダムからは計画最大放流量よりもかな り大きい流量が放流される可能性が大きく,最悪の場 合には流入量に等しい流量が放流されることになるた め,他の治水方法によるよりも,下流で大きな被害を 発生させることになるということを2.2節において指 摘した。一方,1987年に河川審議会によって,さし当 り大都市域の大河川の超過洪水対策を推進することが 答申された。超過洪水時に下流で大きな被害を発生さ せるダムと超過洪水対策を推進しようとする方針との 間には決定的な矛盾が存在すると言える。

以上から,治水対策を立てる際には,ダム建設は最 後の手段とするべきである。まずダムによらない対策 を徹底的に考え,他にどうしようもない場合にダム計 画を採用し,その場合にもダムの規模をできるだけ小 さなものにすることが重要であると言える。

# 6.6 「多自然型川づくり」は自然を回復させるか

1997年には河川法が改正されて「河川環境の整備と 保全」が盛り込まれると同時に,1991年からパイロッ ト事業として進められてきた「多自然型川づくり」を すべての河川を対象として行うことになった。しかし, 河川の自然を真に回復させるという意味では「多自然 型川づくり」には疑問がある。というのは,従来の治 水方法は河川そのものについての十分な理解に基づい て実施されてきたとは言えない側面を持っているから である。河川そのものの理解なしに「多自然型川づく り」が進められる場合には,それは「自然に見せかけ る川づくり」となり、「多自然型川づくり」による河川 改修が多くの自然を破壊することになる。ここで重要 なことは,河川改修を最小限にとどめることができる ような治水工法を編み出すことであると考える。この ためには,第一に河川の自然そのものについて研究す る必要があり,河川の自然の中でも洪水時の河川でど のようなことが起こるかを調べることが特別に重要な 意義を持つと考える。

このような研究として,木下は,これまで石狩川河 道変遷調査の中で自然河道の蛇行変遷,砂礫堆と蛇行 の関係などを明らかにし(木下,1960),その後航空写 真による洪水流解析(木下,1967),砂礫堆の前進を妨 げる河道の限界蛇行角の研究(木下,1974), 複列砂礫 堆河道の砂礫堆歪み相似模型実験の確立(木下,1980), トレンチ調査による河川蛇行の前進機構の解明(木下, 1984) 
複断面河道における最適河道形状の研究(木下, 1984)、砂州や砂堆の挙動と河道湾曲部の深掘れを含む 洪水時の河床変動の観測(木下,1992), ラジコンボー トによる洪水流量観測法(木下,1998)などで重要な 成果を上げてきた。著者らも洪水流航空写真の画像解 析(宇民ら,1994)や斐伊川における洪水観測(宇民 ら,1994,上野ら,1999)を行い,洪水流の乱流構造 や河床波の階層構造,洪水時のうろこ状砂州の挙動, 流砂量の時間変化特性,河床形態と洪水流の構造との 関連,砂堆の発達に伴う粗度係数の時間変化特性など を研究した。現在の高度に発達した技術を用いて、こ のような研究をさらに発展させる必要があると考える。 それらは河川学と河川工学の境界領域に位置するもの であるが,これらの成果はまだ河川工学や実際の河川 事業に十分に取り入れられていない。このような成果 を河川工学や河川事業に取り入れることは,今後の大 きな課題である。このような研究によって得られる知 見を基にすると,河道の中の防災上必要な箇所だけを 改修し,不必要な場所には手を加えずに自然を残して 保全することができる。このような方法は経済的にも 自然保護の立場からも有効であると言える。

#### 6.7 治水の歴史をどう見るか

治水事業と我が国の経済は相互に作用を及ぼし合い ながら発展してきた。

戦国時代には,武田信玄や加藤清正などの大名が農 業生産を高めるために,積極的に治水事業に乗り出し た。江戸時代には,治水に関する専門的な技術者が現 れ,優れた河川事業を行った。彼らは農業開発に加え て,農産物などを運搬するために舟運の整備も進めた。 これらは,それぞれの時代において経済的発展の基礎 となるものであった。

明治時代になると,西欧の進んだ科学技術が外国人 技術者や西欧留学から帰国した技術者によってもたら された。1896年には河川法が制定され,西欧技術を用 いて本格的に治水事業が進められることになった。当 時の日本においては,地主の力が強く,河川周辺の水 田を高度に利用しようという彼らの要求が連続堤防に よる治水方式を採用させたと考えられるが,進んだ西 欧技術がそれを可能にしたのである。このような方式 による治水事業の結果,かつての氾濫原は農業以外の 産業や居住にも利用されるようになり,それは明治か ら昭和にかけての我が国の経済発展に大きく貢献した と評価できる。また,それがゆえに多方面からの批判 や他の治水方式も提案される中で,それらを排除して この治水方式を継続しえたと考えられる。すなわち, 治水事業によって経済が発展し,発展した経済力が次 の治水事業を促進するというように,高度な西欧技術 の導入とそれによる治水事業がそのような循環を作り 出したと考えられる。

しかし,戦後になると,大水害が連続して発生し, 河川法の制定以来約 50 年間続いた治水方式が破綻し たかのように見えたが,多目的ダムの登場によって破 綻は先に延ばされることになった。すなわち,連続堤 防方式と流域の開発によって増大した洪水流量をダム で調節することによって,何とか河道内に閉じ込める ことができるようになったのである。戦後の治水事業 においては,ダム建設や河川改修における施工技術が 発展し,治水施設中心の治水方法に偏った事業が進め られた。このような治水事業の進展や高度経済成長に よる都市への人口移動に伴って,かつての氾濫原がま すます高度に利用されるようになり,そこに産業が集 積し,人口も集中して都市化が進行した。この場合に も初めのうちは,治水事業と経済は相互に関連を及ぼ しあいながら発展してきたといえる。

ところが,20世紀の終盤になると,冒頭に述べた ような治水事業に関する諸問題が集中的に現れるよう になった。このような問題は,20世紀の治水事業の 積み重ねがその量的前進の中で生み出したものである。 現在の治水方法を続けることは,ますます問題を大き くすると言え,そこには遅かれ早かれその解決を避け ることができない矛盾が存在すると考えられる。この ような矛盾は,治水事業と河川流域内の諸問題という 範囲にとどまらず、治水事業と経済発展の相互の関係 をも歪める重大な段階に達していると言えよう。すな わち,他の公共事業においても見られるように,経済 の一定の部分が治水事業に依存,あるいは寄生してお り,そのことが,あるべき治水方式に転換して治水に おける矛盾を解決することを妨げるところまで達して いるのである。このような状態は根本的に解決されな ければならず,21世紀の社会条件に相応しい治水方 式を採用する必要があると考える。

最近, 伝統的な治水工法に対する関心が高まってい

る。伝統的な治水工法は,先人が創造した「土地に刻 まれた科学」であると言える。このような意味を持つ 伝統的な治水工法を活用する方法も検討する必要があ ると考える。この場合に,単なる機械的な適用ではな く,現在までの治水技術の発展,治水水準の高度化, 社会の発展などの諸条件の変化を十分に考慮して,伝 統的な治水工法を活用する必要があると考える。

# 7.結 語

治水事業をめぐる諸問題と問題が醸成された背景を 整理し,20世紀の治水事業に対する反省として出され た対策や河川法の改正について述べた。これらを総合 して,現在の発展段階に相応しい治水方策の方向を提 示した。

本論文においては,総論を提起することに重点をお いており,各論については議論を深めている項目と問 題提起だけに終わっている項目があり,全体として釣 り合いが取れる形にはなっていない。このような段階 で敢えて本論文をまとめたのは,著者自身が今後どの ような方向で研究を進めるべきかを整理しようとした ためである。本論文において十分に議論がなされてい ない項目については今後の検討課題としたい。

今後,治水事業と日本経済との関わり,治水の歴史 をどう見るかに関して研究を深めていきたいと考える。 また,超過洪水対策と総合治水対策とを結合して,氾 濫を許容しつつも総合的な安全性を追求する方法につ いても,水理実験も含めて研究を発展させたいと考え る。さらに,「自然を生かす川づくり」を目指して,そ の基礎になる河川の自然そのものに関する研究とその 成果を河川工学や実際の河川事業に取り入れるための 研究を進めたいと考える。

#### 参考文献

- 上野鉄男 (2001): 球磨川の治水と川辺川ダム, 川辺川 研究会, 79pp.
- 上野鉄男・宇民正・木下良作・鈴木篤・佐近裕之・山 崎隆洋・三加茂利明・奈島光宏(1999): 斐伊川に おける洪水時の流砂量計測の試み,水工学論文集, 第43巻,pp.707-712.
- 宇民正(1977):河川と水害,法律時報,臨時増刊, pp.293-298.
- 宇民正・上野鉄男(1994):写真画像処理による洪水流 解析,土木学会論文報告集,No.503/ -29,pp.1-17.
- 宇民正・上野鉄男・木下良作・松本直也・室元孝之
   (1994): 斐伊川における洪水流況と河床形状の同時計測,水工学論文集,第38巻,pp.739-746.

- 川辺川工事事務所(2001):球磨川水系の治水について, 国土交通省九州地方整備局 川辺川工事事務所, 182pp.
- 木下良作(1960):石狩川河道変遷調査,科学技術庁資 源局資料, No.36,138pp.
- 木下良作(1967): 航空写真による洪水流の解析, 写真 測量, No.1, pp.1-17.
- 木下良作(1980): 大井川牛尾狭窄部開削の影響に関す る「砂レキ堆相似」による模型実験,建設省中部地 方建設局 静岡河川工事事務所,117pp.
- 木下良作(1984): 航空写真による洪水流解析の現状と 今後の課題,土木学会論文集,No.345/ -1,pp. 1-19.
- 木下良作(1992):砂洲・砂堆など河床波の洪水時形態 変動,「種々のスケールにおける流れと流砂運動の 同時計測による土砂輸送・河床変動機構の解明」, 平成3年度科学研究費補助金総合研究(A)研 究成果報告書(代表 芦田和男), pp.85-93.
- 木下良作(1998):河川下流部における洪水流量観測法 に関する一提案,水文・水資源学会誌,Vol.1,No.5, pp.460-471.
- 木下良作・三輪 弐(1974): 砂レキ堆の位置が安定化 する流路形状,新砂防, No.94, pp.12-17.

- 木村春彦(1977):災害総論,法律時報,臨時増刊, pp.6-15.
- 建設省四国地方建設局(1995):第十堰改築事業に関す る技術報告書 治水編,建設省四国地方建設局, 74pp.
- 高橋 裕(1971):国土の変貌と水害 岩波書店 216pp.
- 高橋 裕(1990):河川工学,東京大学出版会,311pp.
- 玉井信行(1996):潜在自然型川づくりの体系化に向け て,河川, No.598, pp.61-66.
- 寺田寅彦(1961): 寺田寅彦全集 第 10 巻,岩波書店, pp.200-231.
- 中尾忠彦(1995):多自然型河川改修の現況,河川, No.584, pp.6-11.
- 日本河川協会(1958):建設省河川砂防技術基準,日本 河川協会,837pp.
- 日本河川協会(1976):建設省河川砂防技術基準(案), 山海堂,647pp,224pp.
- 福岡賢正(1996):国が川を壊す理由(第二版), 葦書 房, 240pp.
- 水野信彦 (1995): 魚にやさしい川のかたち, 信山社, 135 pp.
- 水野信彦・御勢久右衛門(1995):河川の生態学,築地 書館,247pp.

On Some Problems in River Administration and Flood Control Measures Fitting in the Twenty-first Century

Tetsuo UENO

# Synopsis

Since the establishment of the River Law in 1896, flood control measures have been carried out with anticipated fruits. On the other hand, serious problems have been occurred. They are the getting worse of fluvial environment by river improvement and dam, the problem in determination methods of design flood and the defect in measures for the flooding that exceeds design flood. We can find the cause in the history of flood control in Japan. Recently, the River Council submitted the reports on comprehensive flood control measures (1977, 2000) and measures for the flooding beyond design flood (1987), and the role of traditional flood control measures have been discussed. A partial amendment of the River Law was made on fluvial environment (1997). In this paper, the flood control measures fitting in the twenty-first century are discussed in accordance with above-mentioned subjects.

Keywords: fluvial environment; flood control project; design flood; flooding beyond design flood; comprehensive flood control measures